

観光業の風評被害に関する賠償基準についての要請書

平成23年9月30日

東京電力株式会社

代表取締役 西澤俊夫 殿

〒371-0844

群馬県前橋市古市町1-50-1 吉野屋ビル303

新前橋法律事務所内

原子力損害賠償群馬弁護団

弁護団長 弁護士 鈴木克昌

電話 027-210-7770

私達は、福島第一・第二原子力発電所事故に関し、福島県から群馬県に避難されている方々、及び、群馬県内の事業者の方々の原子力損害賠償請求について支援を行うため、群馬弁護士会所属弁護士52名（本日現在）によって結成した弁護団です。

本年9月21日、貴社が事業者向け賠償基準を発表しましたが、そこに示された観光業の風評被害に関する賠償基準には法的に明らかな誤りがあるものと思料されます。そこで、当弁護団は、貴社に対し、以下のとおり要請いたします。

第1 要請の趣旨

- 1 東京電力株式会社（以下、「貴社」という。）は、観光業の風評被害に関する損害賠償請求について、被害者たる観光業者が指定する1か月単位での請求に応じられたい。
- 2 貴社は、被害者たる観光業者が損害回避のために払った特別の努力や群馬デスティネーションキャンペーン（平成23年7月1日から9月30日まで

の期間で開催されているJR各社と群馬県及び地元観光業者が一体となって取り組む国内最大規模の観光キャンペーン。以下、「群馬DC」という。）により元来見込まれていた経済効果が適正に反映される賠償基準を改めて提示されたい。

第2 要請の理由

1 はじめに

貴社は、平成23年9月21日、福島第一・第二原子力発電所事故（以下、「本件事故」という。）に関する原子力損害賠償について、事業者向けの賠償基準を発表されました。

同賠償基準は、福島県、茨城県、栃木県、群馬県の4県における観光業の風評被害に関する損害額の算出方法について、一律、算定期間を平成23年3月から8月までの6か月間、「本件事故」以外の要因による売上減少率を20パーセントとし、前年度実績との比較によって計算するよう求めています。

しかし、この賠償基準は、以下に述べるとおり、明らかに法的に誤っています。

2 逸失利益は1か月単位で計算するべきであること

(1) 一般に、法律実務において、逸失利益の算出は1か月単位で行うことが通常であり、特別の事情がない限り、東京電力の賠償基準のように6か月を単位として算出することはありません。

本件事故に関しては、6か月を単位として算出すべき特別の事情は何ら見当たりません。

(2) また、逸失利益の算出は、過去の売上実績との対比によって算出するのが一般的であるところ、算定期間の単位を長期化すると、仮にその途中で被害者の特別の営業努力等により売上減少を免れ、更には過去の売上実績を上回った場合に、その上回った部分が初期に実際に発生していた損害を

補填する効果を生み、明らかに不合理な結果となります。

- (3) このような不合理は、加害者の賠償責任が売上減少分の一定割合のみに限定される事案においては、より顕著となります。

例えば、本件事故を念頭に、貴社が賠償基準で提示している「貢献利益」の概念を用い、月毎の売上変動を捨象して前年度の1か月の貢献利益を100と仮定してモデルケースを考えると、前年度の3月から8月の貢献利益は合計600となるどころ、仮に本年度3月の貢献利益が40、4月が60、5月が80、6月から8月が100だった場合、今年度の3月から8月の貢献利益は合計480となります。もし、加害者が損害全額の賠償責任を負うのであれば、1か月単位で算定しても6か月単位で算定しても賠償額は120となり、結論は変わりません。しかし、「対前年比で20パーセント減少部分は賠償しない」という貴社の賠償基準に従うと、1か月単位で算定した場合、賠償額は、3月について40、4月について20、5月から8月については0の合計60となりますが、6か月単位で算定すると、480は前年度貢献利益600の80パーセントに相当するので、被害者は貴社に損害賠償を請求できないこととなります。

なお、聞くところによると、当群馬県の観光業界では、本件事故発生後、民官が一体となって損害軽減のために血の滲むような努力（既発生 of 貴社の賠償義務を補填する努力ではなく、新たな売上減少を防止するための努力です。）をし、かつ、群馬DCに向け本件事故以前から準備を整えていたことも奏功して、上記モデルケースに近い売上の変動を示している事業者も少なからずいるようです。

- (4) 一般に、逸失利益に関する損害賠償請求は、通常、被害者において損害が発生した期間を定め、加害者に対し、その期間についての損害賠償を請求するものです。加害者が被害者に対して損害の発生期間を指定するなどということは、法律実務上はあり得ないことです。それにもかかわらず、貴社が「一律6か月」という基準を示してきたのは、偏に、貴社は、今回

示した賠償基準に上記で説明した仕掛けが隠れていることを認識した上で、被害事業者を煙に巻いて自社の賠償責任を少しでも誤魔化そうと企てたものと断ぜざるを得ません。

3 損害回避のための特別な努力及び群馬DCの適切な評価について

- (1) 先述のとおり、当群馬県の観光業界では、本件事故発生後、民官が一体となって損害軽減のために血の滲むような努力をしたと聞いています。

一般論として、逸失利益の算定に関し、外形的には損害の発生がないように見える場合であっても、それが被害者の特別な努力によるものであるときは、潜在的には損害が発生しているものとして加害者に一定の賠償責任を認めるのが相当な事案もあります（交通事故に関しては、同旨の裁判例も多数存在します。）。

また、損害軽減のために特別な努力を払ったときは、現実には、事業主や従業員が無償で労働を提供するなど、帳票類や会計帳簿には現れない実質的な損害が発生しているのが通常です。

貴社が示した賠償基準は、これらの事情に一切耳を傾けず、形式的かつ画一的な数字の操作に終始するものであり、実質的な損害の賠償をする誠意を全く感じさせないものと言わざるを得ません。

- (2) また、貴社が示した賠償基準は、群馬DCに一切触れることなく、単純に前年度売上実績との比較において損害額を算定する計算方法を採用しています。

しかし、群馬DCは、当群馬県の観光業界に相当な経済効果をもたらすはずだったのであり（そのために相当の資本投下を行っていた観光業者も少なくありません。）、単純に前年度売上実績と比較して逸失利益を算出するのは合理的ではありません。適正な逸失利益は、前年度売上実績に群馬DCにより蓋然的に見込まれる増収を加えた売上見込額との比較において算出されなければ合理的に導かれ得ません。

4 最後に

この度貴社が発表した観光業の風評被害に関する賠償基準は、概観しただけで上記の不合理性が認められるものです。

私達原子力損害賠償群馬弁護団は、このような賠償基準を提示した貴社に対し、強く抗議すると共に、賠償基準の早期見直しを求めます。

なお、今後も、「本件事故」以外の要因による売上減少率20パーセントという数値に検証を加えるなどし、被害者に適正かつ合理的な賠償がなされるよう意見を述べていく所存です。

以 上